

令和 7 年度 会津美里町一般廃棄物処理実施計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度会津美里町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理する一般廃棄物の種類

ごみ

2 処理区域

会津美里町全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 計画処理区域内面積、人口

区 分	全 域	計画処理区域
面 積	2 7 6 . 3 7 k m ²	2 7 6 . 3 7 k m ²
人 口	1 7 , 8 1 0 人	1 7 , 8 1 0 人

※人口は町一般廃棄物処理基本計画（令和 7 年度推計）より

5 一般廃棄物の排出抑制の方策

（１）ごみ

①生ごみ処理機等購入費補助金交付制度

- ・生ごみ処理容器購入について、1 基につき購入価格の 2 分の 1 以内で 5 千円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。
- ・電動生ごみ処理機購入について、1 基につき購入価格の 2 分の 1 以内で 5 万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。

②ごみステーション設置費補助金交付制度

- ・設置する自治区に設置費用の 4 分の 3 以内で 10 万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。

③ごみステーション維持管理活動補助金

- ・ごみステーションの維持管理費用の 2 分の 1 以内で 5 万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。

（２）資源物

①分別回収の推進

- ・ごみ焼却施設及び最終処分場の延命化と循環型社会の構築を図り、ごみ減量化とリサイクル推進のため、資源物を分別回収する。（分別区分については次項で説明）

②資源回収奨励金交付制度

- ・資源物の再利用化及びごみ減量化推進のため、資源物の集団回収を行う子供会、PTAその他これらに類する団体に対して予算の範囲内で奨励金を交付する。

③選別収集の促進

- ・資源物の分別排出を促進するため、選別した収集を実施する。その実施結果の数値情報等を広報やホームページで周知することで好循環を生み出す。

④ペットボトルの水平リサイクル

- ・使用済みペットボトルを資源として新たなペットボトルに再生し、何度も循環させることができる「水平リサイクル」を実施し、新規化石由来原料の使用量削減とCO₂排出量の削減に取り組む。

(3) その他

①広報啓発

- ・ごみ減量化、資源物の排出方法及びリサイクル推進等、一般廃棄物処理基本計画の内容について周知をする。
- ・町で収集しない、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）対象機器の処分方法を周知する。
- ・ポイ捨て禁止、ペット散歩中等のフンの持ち帰りについて啓発する。

②出前講座の実施

- ・各種団体、公民館事業等と連携し、ごみ減量とリサイクルについての出前講座を実施する。

③不法投棄防止

- ・不法投棄を防止し、ごみの適正排出、生活環境の保全を図るため、不法投棄監視員を委嘱する。また、不法投棄防止看板等を設置し、不法投棄を抑制する。

④環境教育の推進

- ・小学生を対象に、当町のごみ現状を表す解りやすい資料を作成配布し、ごみ減量の啓発を図る。また、ごみ減量に関する標語を募集して環境教育の促進を図る。

⑤ごみの適正処理

- ・事業所から排出される事業系一般ごみについて、事業者の責任において適正に排出されるよう指導する。
- ・ごみの野焼きを禁止し、適正処理するよう指導する。

⑥リサイクルの推進

- ・使い捨て製品や容器の安易な使用を自粛するよう啓発する。
- ・買い物には、マイバックを持参しレジ袋を受け取らないよう啓発する。

⑦資源物集団回収の推進

- ・地域の集団回収実態を調査し、その取り組みなどについて広報誌等によりPRを行う。

6 資源物回収の区分及び種類

分別区分	種 類		
①無色のガラスびん	無色のガラス製容器（※着色による分類）		
②茶色のガラスびん	茶色のガラス製容器（※着色による分類）		
③その他のガラスびん	その他のガラス製容器（※着色による分類）		
④紙製容器包装	主として紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの		
⑤ペットボトル	主としてポリエチレンテレフタレート（ペット）製の容器であって飲料又は醤油等を充填するためのもの		
⑥プラスチック製容器包装	主としてプラスチック製の容器であってペットボトル以外のもの（食品トレイ、発泡スチロールを含む）		
⑦プラスチック製品	プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品のうち次の 24 品目（一辺が 50 cmを超えるもの及びプラスチック以外の素材が含まれるものを除く）		
	浮き輪・浮き袋	荷造りひも	ビニールふろしき
	クリアファイル	ネット袋	ビニールホース
	ジョイントマット	バススリッパ	PP バンド
	湿布等のフィルム	発砲スチロール	フォーク
	ストロー	バラン(弁当仕切)	風呂マット
	スプーン	ビーチマット	ポリ袋
	スポンジ	ビニールシート	ラップ
	テーブルクロス	ビニール袋	ロープ
⑧スチール缶	主として鋼製の容器包装に係るもの		
⑨アルミ缶	主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの		
⑩紙パック	主として紙製の容器包装であって飲料を充填するもの		
⑪段ボール	主として段ボール製の容器包装		
⑫新聞紙	新聞紙類		
⑬雑誌類	雑誌、折込広告、カタログ、チラシ		
⑭布	木綿、ポリエステル、レーヨン製の衣類等		

7 一般廃棄物の処理主体及び処理計画

①収集量及び処理量

(単位：t)

区 分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物	合 計
i.町の責任で委託業者が収集運搬するもの	3,219	343	604	4,166
ii.家庭から排出されるもので自ら処理施設に搬入するもの	80	20	0	100
iii.事業活動に伴って排出されるもので許可業者が収集運搬するもの	1,106	27	—	1,133
iv.各種団体等が回収するもの	0	0	230	230
合 計	4,405	390	834	5,629

②許可業者

名 称	所 在 地
会津美里町一般廃棄物協業組合	会津美里町勝原字竹原 455 番地 1
(有)東北環境エンジニア	会津坂下町大字金上字的場 37 番地
(有)若松環境衛生センター	会津若松市門田町工業団地 32 番地
(株)ジー・エス・ピー	会津若松市神指町東城戸 216 番地
松浦商事(株)	会津若松市神指町大字南四合字幕内西 351 番地 2
(株)佐藤総業	会津若松市一箕町大字八幡字柏木 13 番地 2
(株)いいで	喜多方市山都町字西原 2928 番地
会津清掃(有)	会津若松市日新町 3 番 54 号

(許可証指令番号順)

③委託業者

委託地域	名 称	所在地
町内全域	会津美里町一般廃棄物協業組合	会津美里町勝原字竹原 455 番地 1

④収集運搬処分の機材、施設

・収集運搬機材

(単位：台)

区 分	塵芥車	ダンプ等	計
委託・許可業者	46	47	93

・中間処理施設

会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

(会津若松市神指町大字南四合字深川西地内)

ごみ焼却処理施設	処理能力	225t／24h	
ごみ破砕処理施設	処理能力	50t／5h	
リサイクルセンター	保管可能量	ビン類	129 m ³
		ペットボトル	71 m ³
		プラスチック	906 m ³

・最終処分施設

会津若松地方広域市町村圏整備組合 最終処分場

(磐梯町大字更科字沼平地内)

8 一般廃棄物の収集及び運搬

(1) 生活系ごみ(各地域、地区の収集及び日程は別表のとおり)

種 類	収 集	運 搬
① 燃やせるごみ	週 2 回 (年末年始を除く)	町委託業者
② 燃やせないごみ	週 1 回 (年末年始、国民の祝日・休日を除く)	町委託業者
③－i 資源物 (プラスチック製容器包装・プラスチック製品)	週 1 回 (年末年始、国民の祝日・休日を除く)	町委託業者
③－ii 資源物 (びん、缶、ペットボトル)	隔週指定日	町委託業者
③－iii 資源物 (i 資源物及び ii 資源物以外)	隔週指定日	町委託業者
④ 粗大ごみ	年 6 回指定日	町委託業者

(2) 事業系ごみ

種 類	収集運搬
商店、工場などの事業者の事業活動により排出されるごみ	事業者が中間処理施設に持ち込むか、許可業者へ依頼する。

(3) 家電リサイクル法対象機器

種 類	収集運搬
テレビ(液晶式、プラズマ式含む)	・過去に購入した販売店に引き渡す。

冷蔵庫（冷凍庫） 洗濯機 エアコン 衣類乾燥機	・買い替えの場合は、同種の製品を購入する販売店に引き渡す。 ・消費者自身が郵便局で「家電リサイクル券」の手続きをし、メーカー指定引取り場所に運搬する。または、許可業者に依頼する。
----------------------------------	--

（４）小型家電リサイクル法対象機器

種 類	収集運搬
家庭から排出されるデスクトップ本体・ディスプレイ・ノートブックパソコン	メーカーに回収を申し込む。その際、ＰＣリサイクルマークのない製品は、回収・リサイクル料金を排出者が負担する。

（５）多量ごみ

種 類	収集運搬
引っ越し等により、一度に多量に出るごみ	自ら中間処理施設に持ち込むか、許可業者に依頼する。（町長が証明書を発行）

（６）処理困難ごみ

種 類	収集運搬
町で収集しないごみ	・購入店に引き取ってもらうか、許可業者に依頼する。

９ 住民の協力、その他

- （１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条第３項による大掃除は春秋２回とする。ただし、町長が環境衛生上必要と認めるときは臨時に実施することができる。
- （２）住民は、ごみをリサイクルとして再利用する前に、ごみそのものを出さないように努めること。
- （３）循環型社会形成推進基本法第１２条により、住民は循環資源が分別して回収されることに協力すること。
- （４）住民は、自らごみを焼却することを原則禁止し、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」に分別して排出し、ごみの減量化・資源リサイクルに努めること。なお、収集区域及び日程は別表のとおりとする。

①燃やせるごみはよく水分を切り、燃やせないごみは有毒性のあるもの、危険性のあるもの及び感染性のあるものを除き、それぞれ透明若しくは半透明ごみ袋に入れ、地区が指定した排出場所へ収集日当日の午前8時までに出すこと。

②資源物は次の区分により、地区が指定した排出場所へ収集日当日の午前8時まで出すこと。

ア．缶類は、中を水ですすぎ洗いし、指定された回収ボックスへ入れること。

イ．びん類は、王冠やキャップをはずし、中を水ですすぎ洗いして種類別に指定された箱へ入れること。

ウ．ペットボトルは、キャップやラベルをはずし、中を水ですすぎ洗いして、回収ボックスに入れること。

エ．新聞紙は、紐等（ガムテープ不可）で十字に束ねて排出すること。

オ．雑誌・広告は、紐等（ガムテープ不可）で十字に束ねて排出すること。

カ．ダンボールは、紐等（ガムテープ不可）で十字に束ねて排出すること。

キ．布は、透明若しくは半透明ごみ袋に入れて排出すること。

ク．紙パックは、水ですすぎ洗いし、切り開いて乾燥し紐等で十字に束ねて排出すること。

ケ．プラスチック製容器包装は、透明若しくは半透明ごみ袋に入れ圧縮して回収ボックスに入れること。汚れがある場合は、ふき取るか水ですすぐ。

コ．その他の紙製容器包装材(箱状のものは切り広げるか又は、つぶして平板状にする)は、ビニール類を取り除き、紙製の袋に飛散しないよう入れるか十字に縛り排出すること。

（５）事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任で適正処理を行うとともに、廃棄物の再生利用により、廃棄物の減量化を図ること。又、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に処理困難にならないようにすること。

また消費者は、過剰包装の辞退やマイバッグ持参により買い物袋の辞退に協力すること。

（６）引越し等に伴うごみ等、一度に多量に出る家庭系の一般廃棄物は、町長の指示にしたがって適正に処理すること。

（７）事業活動等に伴って出る一般廃棄物は、排出者自ら適正な処理を行うか、又は町長の許可を受けた一般廃棄物処理業者にその処理を委託すること。

（８）会津美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第４条及び第５条の規定に

に基づき、住民及び事業者は、ごみの減量化等について町の施策に協力すること。

(9) 災害等の緊急時には、別に定める災害廃棄物処理実行計画に基づき処理する。

別表

<高田地域>

(1) 燃やせるごみの収集区域及び日程(週2回:年末年始を除く)

収集曜日	収 集 地 区 名
月・木曜日	高田6区、高田7区―1、高田7区―2、高田7区―3、高田8区―1、高田8区―2、高田9区、高田10区、高田11区、高田12区―1、高田12区―2、高田13区―1、高田13区―2、高田13区―3、高田14区、高田15区、上杉、下杉、岩渕、箕作、北村、舘、池ノ端、袖山、無量、長岡、寺入、小川窪、下小川、市野、西勝、竹原、富岡、領家、藤田、沖ノ舘、田中、橋爪、入豆田、新堀、下中川、東尾岐1区、東尾岐2区、東尾岐3区、東尾岐4区、東尾岐5区
火・金曜日	高田1区、高田2区、高田3区、高田4区、高田5区―1、高田5区―2、高田5区―3、永井野1区、永井野2区、永井野3区、永井野4区、永井野5区、永井野6区、永井野7区、上戸原、杉屋、荻窪、松沢、松岸、中道、向川原、上中川、赤留、八木沢、雀林、寺崎、中の山、尾岐窪、吉田、小山、西本、西尾、大室、宮川

(2) 燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・プラスチック製品の収集区域及び日程(週1回:年末年始、国民の祝日・休日を除く)

収集曜日	収 集 地 区 名
火曜日	上杉、下杉、岩渕、箕作、北村、舘、池ノ端、袖山、無量、長岡、寺入、小川窪、下小川、市野、西勝、竹原、富岡、領家、藤田、沖ノ舘、田中、橋爪、入豆田、新堀、東尾岐1区、東尾岐2区、東尾岐3区、東尾岐4区、東尾岐5区
水曜日	高田6区、高田7区―1、高田7区―2、高田7区―3、高田8区―1、高田8区―2、高田9区、高田10区、高田11区、高田12区―1、高田12区―2、高田13区―1、高田13区―2、高田13区―3、高田14区、高田15区、上戸原、杉屋、荻窪、松沢、松岸、中道、向川原、下中川、赤留、八木沢、雀林、寺崎、中の山、尾岐窪、吉田、小山、西本、西尾、大室、宮川
木曜日	高田1区、高田2区、高田3区、高田4区、高田5区―1、高田5区―2、高田5区―3、永井野1区、永井野2区、永井野3区、永井野4区、永井野5区、永井野6区、永井野7区、上中川

(3) 資源物の回収区域及び日程(隔週指定日)

回収品目:びん・缶・ペットボトル

収 集 日			収 集 地 区 名
年	月	日	
R7	4	1・15・29	高田1区、高田2区、高田3区、高田4区、高田5区—1、高田5区—2、高田5区—3、高田6区、高田7区—1、高田7区—2、高田7区—3、高田8区—1、高田8区—2、高田9区、高田10区、高田11区、高田12区—1、高田12区—2、高田13区—1、高田13区—2、高田13区—3、高田14区、高田15区
	5	13・27	
	6	10・24	
	7	8・22	
	8	5・19	
	9	2・16・30	
	10	14・28	
	11	11・25	
	12	9・23	
	1	13・27	
	2	10・24	
	3	10・24	
	4	3・17	永井野1区、永井野2区、永井野3区、永井野4区、永井野5区、永井野6区、永井野7区、上戸原、杉屋、荻窪、松沢、松岸、中道、向川原、尾岐窪、吉田、小山、西本、西尾、大室、宮川、東尾岐1区、東尾岐2区、東尾岐3区、東尾岐4区、東尾岐5区
R8	5	1・15・29	
	6	12・26	
	7	10・24	
	8	7・21	
	9	4・18	
	10	2・16・30	
	11	13・27	
	12	11・25	
	1	15・29	
	2	12・26	
	3	12・26	
	4	10・24	上杉、下杉、岩渕、箕作、北村、舘、池ノ端、袖山、無量、長岡、寺入、小川窪、下小川、市野、西勝、竹原、富岡、領家、藤田、沖ノ舘、田中、橋爪、入豆田、新堀、上中川、下中川、赤留、八木沢、雀林、寺崎、中の山
R7	5	8・22	
	6	5・19	
	7	3・17・31	
	8	14・28	
	9	11・25	
	10	9・23	
	11	6・20	
	12	4・18	
	1	8・22	
	2	5・19	
	3	5・19	
	4	10・24	

回収品目：紙製容器包装・紙パック・段ボール・新聞紙・雑誌類・布

収集日			収 集 地 区 名
年	月	日	
R7	4	14・28	高田 1 区、高田 2 区、高田 3 区、高田 4 区、高田 5 区— 1、 高田 5 区— 2、高田 5 区— 3、永井野 1 区、永井野 2 区、 永井野 3 区、永井野 4 区、永井野 5 区、永井野 6 区、永井 野 7 区、上戸原、杉屋、荻窪、松沢、松岸、中道、向川原、 尾岐窪、吉田、小山、西本、西尾、大室、宮川、上中川
	5	12・26	
	6	9・23	
	7	7・21	
	8	4・18	
	9	1・15・29	
	10	13・27	
	11	10・24	
	12	8・22	
R8	1	12・26	
	2	9・23	
	3	9・23	
年	月	日	
R7	4	11・25	高田 6 区、高田 7 区— 1、高田 7 区— 2、高田 7 区— 3、 高田 8 区— 1、高田 8 区— 2、高田 9 区、高田 1 0 区、高 田 1 1 区、高田 1 2 区— 1、高田 1 2 区— 2、高田 1 3 区 — 1、高田 1 3 区— 2、高田 1 3 区— 3、高田 1 4 区、高 田 1 5 区、下中川
	5	9・23	
	6	6・20	
	7	4・18	
	8	1・15・29	
	9	12・26	
	10	10・24	
	11	7・21	
	12	5・19	
R8	1	9・23	
	2	6・20	
	3	6・20	
年	月	日	
R7	4	4・18	上杉、下杉、岩渕、箕作、北村、舘、池ノ端、袖山、無量、 長岡、寺入、小川窪、下小川、市野、西勝、竹原、富岡、 領家、藤田、沖ノ舘、田中、橋爪、入豆田、新堀、東尾岐 1 区、東尾岐 2 区、東尾岐 3 区、東尾岐 4 区、東尾岐 5 区
	5	2・16・30	
	6	13・27	
	7	11・25	
	8	8・22	
	9	5・19	
	10	3・17・31	
	11	14・28	
	12	12・26	
R8	1	16・30	
	2	13・27	
	3	13・27	

年	月	日	
R7	4	7・21	赤留、八木沢、雀林、寺崎、中の山
	5	5・19	
	6	2・16・30	
	7	14・28	
	8	11・25	
	9	8・22	
	10	6・20	
	11	3・17	
	12	1・15	
R8	1	5・19	
	2	2・16	
	2	2・16・30	

(4) 粗大ごみ収集区域及び受付日程 (年6回)

受付日	地 区 名
R7 4月 7日 6月 2日 8月 4日 10月 6日 12月 1日 R8 2月 2日	高田1区、高田2区、高田3区、高田4区、高田5区—1、高田5区—2、高田5区—3、高田6区、高田7区—1、高田7区—2、高田7区—3、高田8区—1、高田8区—2、高田9区、高田10区、高田11区、高田12区—1、高田12区—2、高田13区—1、高田13区—2、高田13区—3、高田14区、高田15区
R7 4月21日 6月16日 8月25日 10月20日 12月15日 R8 2月16日	永井野1区、永井野2区、永井野3区、永井野4区、永井野5区、永井野6区、永井野7区、上戸原、杉屋、荻窪、松沢、松岸、中道、向川原、尾岐窪、吉田、小山、西本、西尾、大室、宮川、東尾岐1区、東尾岐2区、東尾岐3区、東尾岐4区、東尾岐5区
R7 5月19日 7月14日 9月 8日 11月17日 R8 1月29日 3月 2日	上杉、下杉、岩渕、箕作、北村、舘、池ノ端、袖山、無量、長岡、寺入、小川窪、下小川、市野、西勝、竹原、上中川、富岡、領家、藤田、沖ノ舘、田中、橋爪、下中川、入豆田、新堀、赤留、八木沢、雀林、寺崎、中の山

<本郷地域>

(1) 燃やせるごみの収集区域及び日程(週2回:年末年始を除く)

収集曜日	収 集 地 区 名
月・木曜日	1区、2区、3区、4区、18—1区、18—2区、18—3区、19—1区、19—2区、20区、21区、22—1区、22—2区、23区、24区、25区、26区、27区、28区、29区、30区、31区
火・金曜日	5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14—1区、14—2区、15区、16—1区、16—2区、17区、福光、螺良岡、八重松、福永、関山、栃沢、相川、柳西、大石、大門、堀滝、入宗、馬越

(2) 燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・プラスチック製品の収集区域及び日程(週1回:年末年始、国民の祝日・休日を除く)

収集曜日	収 集 地 区 名
火曜日	1区、2区、3区、4区、20区、21区、22—1区、22—2区
水曜日	18—1区、18—2区、18—3区、19—1区、19—2区、23区、24区、25区、26区、27区、28区、29区、30区、31区、福光、螺良岡、八重松、福永、関山、栃沢、相川、柳西、大石、大門、堀滝、入宗、馬越
木曜日	5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14—1区、14—2区、15区、16—1区、16—2区、17区

(3) 資源物の回収区域及び日程（隔週指定日）

回収品目：びん・缶・ペットボトル

収 集 日			収 集 地 区 名
年	月	日	
R7	4	2・16・30	1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、6 区、7 区、8 区、9 区、 10 区、11 区、12 区、13 区、14—1 区、14—2 区、15 区、 16—1 区、16—2 区、17 区、20 区、21 区、22—1 区、 22—2 区
	5	14・28	
	6	11・25	
	7	9・23	
	8	6・20	
	9	3・17	
	10	1・15・29	
	11	12・26	
	12	10・24	
	1	14・28	
	2	11・25	
	3	11・25	
R8			
年	月	日	
R7	4	8・22	18—1 区、18—2 区、18—3 区、19—1 区、19—2 区、 23 区、24 区、25 区、26 区、27 区、28 区、29 区、30 区、 31 区
	5	6・20	
	6	3・17	
	7	1・15・29	
	8	12・26	
	9	9・23	
	10	7・21	
	11	4・18	
	12	2・16	
	1	6・20	
	2	3・17	
	3	3・17・31	
R8			
年	月	日	
R7	4	3・17	福光、螺良岡、八重松、福永、関山、栃沢、相川、柳西、 大石、大門、堀滝、入宗、馬越
	5	1・15・29	
	6	12・26	
	7	10・24	
	8	7・21	
	9	4・18	
	10	2・16・30	
	11	13・27	
	12	11・25	
	1	15・29	
	2	12・26	
	3	12・26	
R8			

回収品目：紙製容器包装・紙パック・段ボール・新聞紙・雑誌類・布

収 集 日			収 集 地 区 名
年	月	日	1 区、2 区、3 区、4 区、20 区、21 区、22—1 区、 22—2 区
R7	4	11・25	
	5	9・23	
	6	6・20	
	7	4・18	
	8	1・15・29	
	9	12・26	
	10	10・24	
	11	7・21	
	12	5・19	
R8	1	9・23	
	2	6・20	
	3	6・20	
年	月	日	5 区、6 区、7 区、8 区、9 区、10 区、11 区、12 区、 13 区、14—1 区、14—2 区、15 区、16—1 区、16—2 区、 17 区
R7	4	7・21	
	5	5・19	
	6	2・16・30	
	7	14・28	
	8	11・25	
	9	8・22	
	10	6・20	
	11	3・17	
	12	1・15	
R8	1	5・19	
	2	2・16	
	3	2・16・30	
年	月	日	18—1 区、18—2 区、18—3 区、19—1 区、19—2 区、 23 区、24 区、25 区、26 区、27 区、28 区、29 区、30 区、 31 区
R7	4	4・18	
	5	2・16・30	
	6	13・27	
	7	11・25	
	8	8・22	
	9	5・19	
	10	3・17・31	
	11	14・28	
	12	12・26	
R8	1	16・30	
	2	13・27	
	3	13・27	

年	月	日	
R7	4	14・28	福光、螺良岡、八重松、福永、関山、栃沢、相川、柳西、大石、大門、堀滝、入宗、馬越
	5	12・26	
	6	9・23	
	7	7・21	
	8	4・18	
	9	1・15・29	
	10	13・27	
	11	10・24	
	12	8・22	
R8	1	12・26	
	2	9・23	
	3	9・23	

(4) 粗大ごみ収集区域及び受付日程 (年6回)

受付日	地 区 名
R7 4月21日 6月16日 8月25日 10月20日 12月15日 R8 2月16日	1区、2区、3区、4区、18—1区、18—2区、18—3区、 19—1区、19—2区、20区、21区、22—1区、22—2区、23区、 24区、25区、26区、27区、28区、29区、30区、31区
R7 5月19日 7月14日 9月 8日 11月17日 R8 1月29日 3月 2日	5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、 14—1区、14—2区、15区、16—1区、16—2区、17区、福光、 螺良岡、八重松、福永、関山、栃沢、相川、柳西、大石、大門、 堀滝、入宗、馬越

<新鶴地域>

(1) 燃やせるごみの収集区域及び日程(週2回:年末年始を除く)

収集曜日	収 集 地 区 名
火・金曜日	新鶴地域・全部

(2) 燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・プラスチック製品の収集区域及び日程(週1回:年末年始、国民の祝日・休日を除く)

収集曜日	収 集 地 区 名
水曜日	新鶴地域・全部

(3) 資源物の回収区域及び日程(隔週指定日)

回収品目:ビン・缶・ペットボトル

収 集 日			収 集 地 区
年	月	日	
R7	4	10・24	新屋敷、新屋敷新田、和泉新田、沢田、蕎麦ノ目、立行事、駅前、梁田、大石ノ目、上小沢、下小沢、出戸田沢、入田沢、沼山、大久保
	5	8・22	
	6	5・19	
	7	3・17・31	
	8	14・28	
	9	11・25	
	10	9・23	
	11	6・20	
	12	4・18	
R8	1	8・22	
	2	5・19	
	3	5・19	
年	月	日	
R7	4	3・17	佐賀瀬川、仏沢、上平、根岸、米沢、境野、桧ノ目、桧ノ目新田、沖中田、阿久津、吹上台、長尾、狐檀
	5	1・15・29	
	6	12・26	
	7	10・24	
	8	7・21	
	9	4・18	
	10	2・16・30	
	11	13・27	
	12	11・25	
R8	1	15・29	
	2	12・26	
	3	12・26	

回収品目：紙製容器包装・紙パック・段ボール・新聞紙・雑誌類・布

収集日			収 集 地 区
年	月	日	
R7	4	7・21	新鶴地域・全部
	5	5・19	
	6	2・16・30	
	7	14・28	
	8	11・25	
	9	8・22	
	10	6・20	
	11	3・17	
	12	1・15	
R8	1	5・19	
	2	2・16	
	2	2・16・30	

(4) 粗大ごみ収集区域及び受付日程（年6回）

受付日	地 区 名
R7 4 月 7 日 6 月 2 日 8 月 4 日 10 月 6 日 12 月 1 日	新鶴地域・全部
R8 2 月 2 日	

備 考

- 粗大ごみは、申込1回につき3点までとする。申し込んだ週に、委託業者が直接申し込み者宅へ伺い収集する。直近の受付日については、オンラインでの申請も可能とする。